

1	
2	第1 設問1
3	1 本件予定表は、自己利用文書（220条4号ニ）にあらず、文書提出命令を拒むことができないのではない
4	か。自己利用文書の該当性が問題となる。
5	2 専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、
6	開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開
7	示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限
8	り、当該文書は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たる。
9	3 本件において、本件予測表は、投融資案件において所定の決裁権者に案件の決裁を求めるために作成される
10	稟議書に添付する書類の一つである。そして、この本件予測表は、Yの役職員限りのものとして扱うこととしつ
11	つ、Yの取締役会の同意がある場合には、裁判所手続き、これに準ずる手続き及び行政不服審査法に基づく手続
12	き（以下「裁判所手続き等」という。）により、この写しをYが提出できるとYの内部規則に定められていた。
13	すなわち、本件予測表は、稟議書の一部であり、法令上作成が求められる文書ではない。また、もっぱら投融資
14	案件において決裁者の意思決定に向けて利用される文書であるため、内部文書であり公開が予定されていないと
15	いう反論も考えられる。しかし、内部規則において、裁判所手続き等の場合には公開されることが定められてい
16	る。そのため、もっぱら内部文書として外部に公開されることが想定されている文書であると言える。
17	本件予測表は、Yの担当者によって作成され、本件貸付の稟議書に添付されるものである。また、本件アパ
18	ートの賃貸事業の損益の予測が主要な鑑定科目ごとの明細とともに数値で示された表形式のものであり、記載さ
19	れた数値はXから収集した情報及び周辺の不動産の情報等を元にしたY担当者の予測表である。この表の元とな
20	ったデータは、Xが収集できるものであり、かつ周辺の不動産の情報等も元々公開されているデータである。そ
21	のため、かかる表に記載されているデータが公開されたとしても、個人のプライバシーを侵害する恐れはない。
22	また、かかる表は、担当者が作成した単なる表である。そのため、本件予測表が公開されたとしても、何ら、社
23	内の経営の根幹が公開されたとはいえず、何ら乙社の意思決定を阻害するような効用はない。加えて、本件予測
	表は、決裁者が採決するための参考となる資料に過ぎない。そのため、この表が公開されたとしても、決裁者の

1	意思決定も阻害されない。
2	
3	4 よって、本件予測表は、自己利用文書に当たらず、文書提出命令は認められる。
4	
5	第2 設問2
6	
7	1 本件相殺の抗弁の主張は、二重起訴禁止原則（142条）に反し、認められないのではない。反訴における
8	抗弁であるため、「訴訟の提起」に当たらず、142条を直接適用することはできない。もっとも、142条が類推適
9	用されないか。
10	
11	2 本訴で請求されている部分について
12	
13	二重起訴禁止の原則の趣旨は、判決の矛盾抵触の防止、訴訟不経済の防止、応訴の煩の防止にある。
14	
15	そして、本訴で請求されている部分について、既判力（114条1項）が及ぶ。他方で、反訴における本件相殺
16	の抗弁と本訴のXのYに対するふ不法行為に基づく損害賠償請求権の存否について、矛盾した判断がなされ危険
17	性がある。
18	
19	確かに、判例は、請負契約に基づく報酬支払請求権において、反訴で提起された契約不適合責任に基づく損害
20	賠償請求に対する相殺の抗弁として、本訴請求権を主張することは二重起訴禁止の原則の趣旨に反しないとして
21	いる。しかし、かかる判断は、両債権の相殺を認めることにより精算的調節を図るべき要請に応えることができ
22	るという公益的見地から弁論の分離が禁止されることを前提としている。本件では、両債権との間に牽連関係は
23	なく、特段精算的調節を図るべき要請はない。そのため、弁論の分離は禁止されていないと言える。そのため、
24	弁論の分離により判決の矛盾抵触という危険は排除できない。
25	
26	よって、X債権に基づく相殺の抗弁は二重基礎禁止原則に抵触し、認められない。
27	
28	3 本件で訴求されていない部分について
29	
30	本件は、XのYに対する不法行為に基づく3億円の損害賠償請求権のうち1億円を請求している。すなわ
31	ち、明示的一部請求であると言える。そして、明示的一部請求の場合、請求部分にのみ既判力が生じる。そのた
32	め、本件で訴求されていない部分に判決の矛盾抵触が認められないとも思える。
33	
34	しかし、一部請求であっても、判断の内容は債権全額に及ぶことから判決矛盾抵触の危険はあるものの、相殺

1	
2	の簡易迅速性、簡易決裁機能という機能を保護する観点から、訴権濫用と認められるような特段の事情がない限り、二重起訴禁止の原則に抵触しない。
3	本件では、特段の事情はない。
4	よって、本件で訴求されて院内部分について、本件相殺の抗弁は、二重起訴禁止の原則に抵触せず、許される。
5	
6	以上
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	